

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年4月27日
【会社名】	スタイライフ株式会社
【英訳名】	Stylife Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩本 眞二
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山一丁目2番3号
【電話番号】	03-5785-7001
【事務連絡者氏名】	管理部長 中 研悟
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山一丁目2番3号
【電話番号】	03-5785-7001
【事務連絡者氏名】	管理部長 中 研悟
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 111,580,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,576株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社は単元株制度は採用しておりません。

(注) 1. 平成23年4月27日(水)開催の取締役会決議によります。

2. 上記発行数は、第三者割当による新株式発行に係る募集株式数1,076株及び第三者割当による自己株式の処分に係る募集株式数500株の合計であります。本有価証券届出書の対象とした募集(以下「本募集」といいます。)のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申し込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当		-	-	-
その他の者に対する割当	新株式発行	1,076株	76,180,800	38,090,400
	自己株式の処分	500株	35,400,000	-
一般募集		-	-	-
計(総発行株式)		1,576株	111,580,800	38,090,400

(注) 1. 本募集は、株式会社パルコを割当先として行う第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であります。

3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は、資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
70,800	35,400	1株	平成23年5月13日(金)	-	平成23年5月13日(金)

(注) 1. 全株式を株式会社パルコに割当て、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であります。

3. 資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。なお、本募集における自己株式の処分に係る払込金額は、資本組入れされません。

4. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

5. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
スタイライフ株式会社 管理部	東京都港区北青山一丁目2番3号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 虎ノ門支店	東京都港区虎ノ門一丁目2番3号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
111,580,800	1,500,000円	110,080,800

(注)発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額110,080,800円は、ファッションコマース事業の拡大に伴い、アパレル、皮革等メーカーからの商品仕入資金に係る費用として60,080,800円、また、同商品の通信販売に係るシステムの開発費用として50,000,000円を、それぞれに充当する予定であります。また、具体的な使途は以下のとおりであります。

なお、支出時期までの資金管理につきましては、当社の銀行口座にて行う予定であります。

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
1. 商品仕入資金に係る費用 ショッピングサイトを通じ、通信販売を行うためのファッション商品(婦人衣料、雑貨等)の仕入代金に係る費用	60,080,800	平成23年6月から平成24年3月
2. 通信販売に係るシステムの開発費用 <内訳> パソコン、携帯電話、スマートフォン等のそれぞれに対応したショッピングサイトや他社との共同運営ショッピングサイト等、複数のショッピングサイトで分散する運営システムの統合に係る費用	50,000,000	平成23年7月から平成23年12月
既存のショッピングサイトにおいて、顧客の利便性、ユーザビリティの向上を図るための検索機能の強化に係る開発費用	5,000,000	
合計	110,080,800	

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	株式会社パルコ			
本店の所在地	東京都豊島区南池袋一丁目28番2号			
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書	事業年度 (第71期)	自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日	平成22年5月31日 関東財務局長に提出
	四半期報告書	(第72期 第3四半期)	自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日	平成23年1月12日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との間の関係

提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当社と株式会社パルコとの間には、記載すべき出資関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と株式会社パルコの間には、特筆すべき出資関係はありません。
	人事関係	当社と株式会社パルコとの間には、記載すべき人事関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と株式会社パルコの間には、特筆すべき人事関係はありません。
	資金関係	当社と株式会社パルコとの間には、記載すべき資金関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と株式会社パルコの間には、特筆すべき資金関係はありません。
	技術又は取引等の関係	当該会社の子会社である株式会社パルコ・シティが運営するオンラインショッピングモール「PARCO-CITY」内に当社運営のショッピングサイトを outlets して、衣料を中心としたファッション商品の販売を行い、モール運営者に outlets 料及び販売手数料を支払っております。

(注)提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成23年4月27日現在のものです。

c 割当予定先の選定理由

当社は、ファッション商品(婦人衣料、雑貨等)を中心に通信販売を行うファッションコマース事業の成長を加速させるため、『顧客満足度の向上』、『新たな収益基盤の構築』、『認知度の向上』、『人材育成と組織力の強化』を推進しており、これらの実現に向け、他社とのアライアンスを戦略の一つとして積極的に検討、実施しております。

一方、株式会社パルコ(以下「パルコ」といいます。)は、今後のさらなる成長を実現するため、平成27年度に向けた新たなビジョン『都市のライフスタイルプロデューサー』の実現に向け、平成24年度を最終年度とする中期経営計画を策定し、3つの事業戦略(既存店舗の業態革新、国内・海外への都市型商業の拡大、関連事業・新規事業の展開加速)の推進と経営基盤の強化を進めております。

当社は、パルコの子会社である株式会社パルコ・シティが運営するオンラインショッピングモール「PARCO-CITY」に平成21年5月より outlets しており、その両者間で中長期的な成長が見込めるファッションEC(注1)市場において事業成長を図るため、更なる協業強化を検討した結果、平成23年4月27日付で業務・資本提携契約の締結にいたしました。

業務提携については、当社はファッション商品の通信販売を手掛けるEC事業者として有する商品物流・ショッピングサイト制作などフルフィルメント(注2)運営能力、撮影・編集から販売まで通貫した雑誌展開能力、ECシステムの構築ノウハウを、パルコは都市型商業施設の開発・運営者として有するテナント開発能力、イベント・プロモーションノウハウを、それぞれ提供し合うことによって双方がブランド誘致からプロモーション、販売、物流までバリューチェーンを強化し、事業成長を図ることを目的としております。

当社においては、より多くのお客様へのアプローチ、集客力の強化、有力ブランドの開発の加速による商品力の強化が期待でき、『顧客満足度の向上』、『新たな収益基盤の構築』、『認知度の向上』の展開加速に資するものと考えており、パルコにおいては、オンラインショッピングモールを展開するEC事業とショッピングセンター事業の更なる融合を進め、イコールパートナーであるテナント各社とともに、都市生活者に対するライフスタイル提案の充実に貢献するものと考えます。

また、資本提携によって、当社は通信販売に向けたファッション商品を拡充するための商品仕入資金、及び通信販売に係るシステムの開発費用に充当するための機動的な資金調達を実現し、パルコは当社への出資を通じた中長期的な関係構築により業務提携の実効性を高めるとともに、持分法適用会社化による将来利益を獲得し、結果双方の企業価値向上に資す

ると考えております。

以上のとおり、当社は、本業務・資本提携によりパルコと当社の協力関係を強化することが、ファッションコマース事業の成長スピードを加速し、将来的な企業価値及び株主価値の向上に資すると判断したことから、パルコを割当予定先として選定いたしました。

- （注）１．ＥＣ（Electronic Commerce / 電子商取引）とは、インターネットなどのネットワークを介して契約や商品売買等を行う取引形態のことを言います。パソコン、携帯電話、そしてスマートフォンへとインターネットなどのネットワークに接続できる環境が拡充しており、ＥＣ市場は更なる規模の拡大が期待されております。
- ２．フルフィルメントとは、通信販売を行うための基本的な業務となるショッピングサイトの制作・編集、運用管理システムの構築から、商品の受発注、在庫管理、ピッキング、配送、代金決済までのトータル業務のことを言います。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 1,576株

e 株券等の保有方針

当社は本募集について、割当予定先との間で、業務・資本提携契約に基づく関係構築を目的とした投資であり、中長期の保有を行う方針であることを確認しており、その旨を業務・資本提携契約書に明記し、契約締結を行っております。

また、割当予定先が発行日より２年以内に新株式を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告する旨、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告する旨及び報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

本募集の払込みに関して、割当予定先は自己資金を以ってこれに充てるとのことであり、同社の直近の第71期有価証券報告書（自平成21年3月1日至平成22年2月28日）、第72期第3四半期報告書（自平成22年9月1日至平成22年11月30日）の財務諸表、及び本年4月13日公表の平成23年2月期決算短信の個別財務諸表より、業績推移、現預金の状況等を確認した結果、払込に十分な現預金を保有していることから、本募集の払込みに関して確実性があると判断しております。

g 割当予定先の実態

割当予定先より、割当予定先の知り得る限り、同社及びその企業集団並びにその役員及び従業員が反社会的勢力と関係を有していない旨、書面にて受領しております。また、同社は東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が提出している「コーポレートガバナンス報告書」、および同社ホームページに掲載のコンプライアンス基本理念等により、反社会的勢力との関係遮断が謳われていることを確認しており、同社及び企業集団並びにその役員及び従業員が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a. 発行価額の算定根拠

本件発行価額につきましては、当社一株当たり純資産、財務状況、当社を取り巻く事業環境について、割当予定先であるバルコと協議、交渉をいたしました結果、本件に関する取締役会決議の直前営業日(平成23年4月26日)までの3ヶ月間の株式会社大阪証券取引所が公表した当社株式の終値の平均株価64,281円を基準として、これに10%のプレミアムを乗じた金額70,800円(百円未満切り上げ)といたしました。

結果として、前日終値58,400円に対しプレミアム率21.2%、1ヶ月の終値平均株価59,384円に対しプレミアム率19.2%、6ヶ月の終値平均株価64,566円に対しプレミアム率9.7%となっております。

なお、3ヶ月間の終値の平均値を基準といたしましたのは、特定の一時点を基準とするより、一定期間の平均値という平準化された値を採用するほうが、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除でき、算定根拠として合理的であると判断したためです。

また、1ヶ月平均という期間では、当社の株価の変動状況、売買高、流動性からすると、小額の取引高によって株価が変動する可能性は否定できず、さらに、「東日本大震災」という特殊要因による影響もあることから、3ヵ月平均を採用するほうが平準化された値であると判断したためです。

一方、6ヶ月平均との比較においては、当社は平成23年3月期第3四半期決算発表を平成23年2月14日に行っており、第3四半期決算発表前の長期間の株価が織り込まれていることから、3ヶ月平均を採用するほうが、直近の変動推移の影響をより平準化し得ると判断したためです。

係る発行価額の算定根拠につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しておりますので、いわゆる有利発行には該当しないものと判断しております。

なお、新株式の発行価額の決定に際しましては、社外監査役2名を含む監査役3名全員が、以下の旨の意見を述べております。すなわち、上記算定根拠による払込金額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利発行には該当しないということである。

b. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

必要資金と当社の株価を勘案し、決定いたしました。現在の発行済み株式総数は20,407株であり、総議決権数は19,907個であります。本件第三者割当増資による新規議決権数は1,576個であり、現在の総議決権数の7.9%に相当し、株式の希薄化が生じることになります。しかしながら、本件は財務基盤を安定させるものであるとともに、今後の成長及び企業価値の向上に寄与するものと考えております。さらに、中長期的な観点からは、既存株主の利益につながるため、希薄化の規模は合理的と考えております。調達の確実性及び費用を考慮すると第三者割当増資が最適であり、当該規模の株式の希薄化は、合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件の第三者割当は、希薄化率が25%未満であること及び支配株主の異動を伴うものではないことから、大規模な第三者割当に関する事項について該当はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社パーンデスト ジャパンリミテッド	東京都港区北青山1丁目2-3	11,000	55.26%	11,000	51.20%
興和株式会社	愛知県名古屋市中区錦3丁 目6-29	1,647	8.27%	1,647	7.67%
株式会社オプト	東京都千代田区神田錦町3 丁目26	1,647	8.27%	1,647	7.67%
株式会社パルコ	東京都豊島区南池袋1丁目 28番2号	-	-	1,576	7.34%
高山 秀隆	東京都世田谷区	386	1.94%	386	1.80%
株式会社スタートトゥデ イ	千葉県千葉市美浜区中瀬2 丁目6	239	1.20%	239	1.11%
T I S 株式会社	東京都港区海岸1丁目14-5	230	1.16%	230	1.07%
有限会社三海貿易	静岡県静岡市清水区島崎町 173-8	194	0.97%	194	0.90%
岩本 眞二	東京都大田区	176	0.88%	176	0.82%
株式会社バンダイナムコ ホールディングス	東京都品川区東品川4丁目 5-15	160	0.80%	160	0.74%
計	-	15,679	78.76%	17,255	80.32%

(注) 1. 割当前の所有株式数及び割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年3月31日現在の株主名簿及び平成23年4月27日までに当社が確認した事項に基づき記載しております。

2. 総議決件数に対する所有議決権数の割合は小数第三位を四捨五入しております。

3. 新株式発行後の総議決権数に対する所有議決件数の割合は、本株式発行後の総議決件数21,483個に対する割合です。

4. 当社は自己株式500株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しておりますが、本第三者割当増資において500株全て処分いたします。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の第10期有価証券報告書及び第11期第3四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年4月27日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年4月27日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の第10期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年4月27日）までの間において、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成22年6月29日に関東財務局長に提出しております。

その報告内容は次のとおりであります。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金1,250円00銭

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役として、加藤岩大、菅原隆司及び清水重夫の3氏を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、金井湧二及び井上繁の両氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として平田佳之氏を選任する。

第6号議案 取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意志の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	15,658	30	-	(注) 1	可決（93.90%）
第2号議案	15,654	34	-	(注) 2	可決（93.87%）

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第3号議案					
加藤 岩大	15,357	331	-	(注)3	可決(92.09%)
菅原 隆司	15,355	333	-		可決(92.08%)
清水 重夫	15,357	331	-		可決(92.09%)
第4号議案					
金井 湧二	15,660	28	-	(注)3	可決(93.91%)
井上 繁	15,360	328	-		可決(92.11%)
第5号議案	15,638	50	-	(注)1	可決(93.78%)
第6号議案	15,649	39	-	(注)1	可決(93.84%)

- (注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及びその議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及びその議決権の過半数の賛成であります。

- (4) 議決権の株に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
 事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第10期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	(第11期 第3四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月25日

スタイライフ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉山 正治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹野 俊成

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 達美

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスタイライフ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スタイライフ株式会社及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

セグメント情報の「事業の種類別セグメント情報」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より事業区分を変更している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、スタイライフ株式会社の平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、スタイライフ株式会社が平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

スタイライフ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任
社員
業務執行社員 公認会計士 竹野 俊成 印

指定有限責任
社員
業務執行社員 公認会計士 田中 達美 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスタイライフ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スタイライフ株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

スタイライフ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹野 俊成

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 達美

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスタイライフ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スタイライフ株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、スタイライフ株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、スタイライフ株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

スタイライフ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任
社員
業務執行社員 公認会計士 竹野 俊成 印

指定有限責任
社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 恭治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているスタイライフ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、スタイライフ株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

スタイライフ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉山 正治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹野 俊成

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 達美

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスタイライフ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スタイライフ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

スタイライフ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹野 俊成

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田中 達美

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているスタイライフ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スタイライフ株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。